★発達支援事業　利用の流れ

幼児と保護者

☆幼児健康診査（集団）
1.6 歳児・2.3 歳児・3.5 歳児
★発達相談
臨床心理士がアドバイスします。

☆巡回育児相談
育児･医療の専門職が子育て支援室に出向き、保護者からの相談をお受けします。

☆電話受付・来所相談
（おやこ・まるまるサポートセンター）

こども発達支援教室
（保健福祉センター内）

★個別相談（予約制）
発達ついて気になることや心配なことなど、臨床心理士や保育士がお話をお聞きします。

★個別教室
臨床心理士・言語聴覚士が個別にお子さんの発達の状況に合わせて、助言や支援を行います。

★集団教室
保育士が状況に応じたトレーニングプログラムを作成し、実施します。
・年齢別クラス（１～５歳児）
・運動発達支援クラス

★巡回相談
幼稚園・保育所等に臨床心理士が出向き、保育士や教諭が対応に悩むお子さんの支援方法などについて助言します。

必要に応じて、
関係機関とも連携を
図ることもできます。

幼稚園･保育所（園）
認定こども園

医療機関
診断や医学的検査、発達検査が必要なとき

児童発達支援
事業所

教育指導課
年長児教育相談・
就学説明会